

殿

接続契約のご案内

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付接続契約申込書によりお申込みいただきました発電設備（認定設備 I D：_____、発電出力_____kW。以下、「当該発電設備」といいます。）の接続に係る契約について、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 当該発電設備の系統連系可否

「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「電気設備の技術基準の解釈」および「系統連系技術要件(託送供給約款別冊)」に適合していると認められるため、弊社の電力系統への連系を承諾いたします。

2. 接続に係る契約の成立について

弊社は、当該発電設備に係る特段の変更がない限り、弊社の電力系統への連系を認め、貴社との系統連系に係る契約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって成立しました。

なお、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものといたします。

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合、その他の再エネ特措法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することが判明した場合
- ・支払期日までに工事費負担金を支払わない場合
- ・接続に係る契約の締結後、受給開始希望日（運用開始希望日）を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると弊社が認めた場合を除きます。）

以上